

11月 は **自転車マナーアップ強化月間**

【月間の重点】

- 自転車の交通ルール遵守の徹底
- 自転車のヘルメット着用の推進
- 放置自転車の追放

罰則強化！

令和6年11月1日 道路交通法改正

運転中のながらスマホ

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。*停止中の操作は対象外

違反者は、**6月以下の懲役又は10万円以下の罰金**

交通の危険を生じさせた場合、**1年以下の懲役又は30万円以下の罰金**

酒気帯び運転および幫助

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました

違反者は、**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**

自転車の提供者は、**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**

酒類の提供者・同乗者は、**2年以下の懲役又は30万円以下の罰金**

自転車ヘルメットを被りましょう

昨年、大阪府下では自転車乗用中の交通事故死者数は37人で、**頭部等を損傷しています**

大切な頭、そして命を守りましょう!!

還付金はATMでは
もらえません！

詐欺の電話は自宅への一本の電話から始まります。
自動通話録音機や防犯機能付電話機を使用すれば、あなたも安心・家族も安心！